

ひょうご産業 SDGs 認証事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 ひょうご産業 SDGs 認証事業に係る申請内容の審査を実施するため、「ひょうご産業 SDGs 認証事業審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひょうご産業 SDGs 認証事業に係る申請内容の審査に関すること。
- (2) その他ひょうご産業 SDGs 認証事業の推進に関し必要な助言等に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会)

第5条 審査会は委員長が招集する。

- 2 委員は、自己の利害に関係のある申請内容については、審査に加わることができない。

(謝金)

第6条 委員が審査会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が審査会の職務を行うために、審査会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、産業労働部地域経済課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、産業労働部地域経済課長が招集する。

別表（第3条関係）

氏 名	団 体 ・ 役 職 等
下村 委津子	NPO 法人環境市民 副理事長
田和 正裕	大阪大学社会ソリューションイニシアティブ 教授
増原 直樹	兵庫県立大学環境人間学部 教授
村上 芽	株式会社日本総合研究所創発戦略センター チーフスペシャリスト

※50 音順